

ID: 162

担当部署: 都市整備課

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	高根沢町農村公園施設の設置及び管理に関する条例 第7条		
例規番号	昭和56年条例第1号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。 (監督処分)</p> <p>第7条 町長は、次の各号の一に該当する者に対しては、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園から退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段により許可を受けた者</p> <p>2 町長は、次の各号の一に該当する場合においては、許可を受けた者に対し前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 公園の保全又は公衆の公園の使用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 公園管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日